

保険、雇用分野における遺伝情報の取扱いについて

1. 保険

金融分野における個人情報保護に関するガイドライン（案）

金融庁（10月29日パブリックコメント終了）

【本ガイドラインの位置づけ】

第1条 目的（法第1条）

1 このガイドラインは、「個人情報の保護に関する法律」（以下「法」という。）、「個人情報の保護に関する法律施行令」（以下「施行令」という。）及び「個人情報の保護に関する基本方針」（以下「基本方針」という。）を踏まえ、金融庁が所管する分野及び法第36条第1項により指定を受けた分野（以下「金融分野」という。）における個人情報取扱事業者が個人情報の適正な取扱いの確保に関して行う活動を支援するため、金融分野における個人情報の性質及び利用方法にかんがみ、事業者が講ずべき措置の適切かつ有効な実施を図るための指針として定めるものである。

【内容】

第6条 機微（センシティブ）情報について

1 金融分野における個人情報取扱事業者は、政治的見解、信教（宗教、思想及び信条をいう。）、労働組合への加盟、人種及び民族、門地及び本籍地、保健医療及び性生活、並びに犯罪歴に関する情報（以下「機微（センシティブ）情報」という。）については、次に掲げる場合を除くほか、取得、利用又は第三者提供を行わないこととする。

- ① 法令等に基づく場合
- ② 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合
- ③ 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のため特に必要がある場合
- ④ 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合
- ⑤ 源泉徴収事務等の遂行上必要な範囲において、政治・宗教等の団体若しくは労働組合への所属若しくは加盟に関する従業員等の機微（センシティブ）情報を取得、利用又は第三者提供する場合
- ⑥ 相続手続による権利義務の移転等の遂行に必要な限りにおいて、機微（センシティブ）情報を取得、利用又は第三者提供する場合

- ⑦ 保険業その他金融分野の事業の適切な業務運営を確保する必要性から、本人の同意に基づき業務遂行上必要な範囲で機微(センシティブ)情報を取得、利用又は第三者提供する場合
 - ⑧ 機微(センシティブ)情報に該当する生体認証情報を本人の同意に基づき、本人確認に用いる場合
- 2 金融分野における個人情報取扱事業者は、機微(センシティブ)情報を、前項各号に定める事由により取得、利用又は第三者提供する場合には、各号の事由を逸脱した取得、利用又は第三者提供を行うことのないよう、特に慎重に取扱うこととする。

2. 雇用

雇用管理に関する個人情報のうち健康情報を取り扱うに当たっての留意事項

厚生労働省（10月28日パブリックコメント終了）

【本通知の位置づけ】

第1 趣旨

雇用管理に関する個人情報の適切な取扱いを確保するために事業者が講ずべき措置に関する指針（平成16年厚生労働省告示第259号）に定める雇用管理に関する個人情報のうち、健康診断の結果、病歴その他の健康に関するものの取扱いについて、指針に定めるものに加えて事業者が留意すべき事項を定めるものである。

【内容】

第3 健康情報の取扱いについて事業者が留意すべき事項

4 その他事業者が雇用管理に関する個人情報の適切な取扱いを確保するための措置を行うに当たって配慮すべき事項

(4) H.I.V感染症やB型肝炎等の職場において感染したり、蔓延したりする可能性が低い感染症に関する情報や、色覚検査等の遺伝情報については、職業上の特別な必要性がある場合を除き、事業者は、労働者等から取得すべきでない。

第4 個人情報取扱事業者以外の事業者による健康情報の取扱い

個人情報取扱事業者以外の事業者であって健康情報を取り扱う者は、健康情報が特に適正な取扱いの厳格な実施を確保すべきものであることに十分留意し、第3に準じてその適正な取扱いの確保に努めること。